

被用者保険の適用拡大に向けた広報の取組について

厚生労働省年金局総務課

年金広報企画室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要

第4回社会保障審議会年金部会
(2023年5月30日開催) 資料3 抜粋

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

- ① (2016年10月～) **500人超の企業等で、月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす**短時間労働者に適用拡大。
- ② (2017年4月～) **500人以下の企業等で、労使の合意に基づき、企業単位で**短時間労働者への適用拡大を可能とする。
(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)
- ③ 令和2年の改正では、**50人超規模の企業等まで適用範囲を拡大**。(100人超(2022年10月)→50人超(2024年10月))

① 2016年10月～

② 2017年4月～

③ 令和2年の改正内容

(適用拡大前)
週30時間以上

- (1) 週労働時間20時間以上
- (2) 月額賃金8.8万円以上(年収換算で約106万円以上)
(所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない)
- (3) 勤務期間1年以上見込み
- (4) 学生は適用除外
- (5) **従業員500人超の企業等**
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

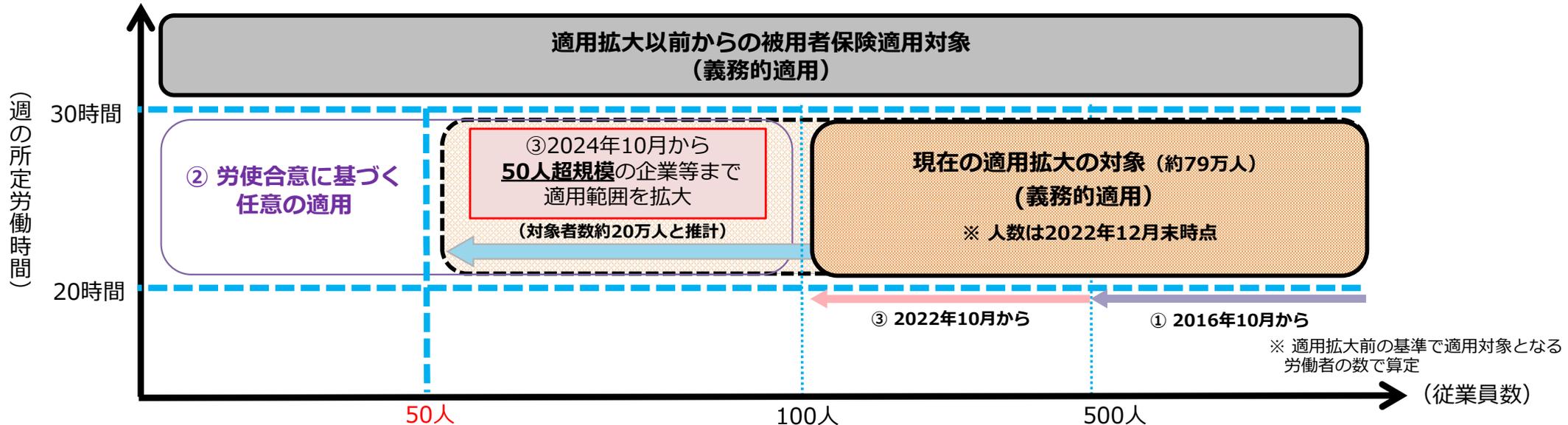
500人以下の企業等について、
・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
・国・地方公共団体は、**適用**

(3) 勤務期間1年以上見込み
→ 実務上の取扱いの現状も踏まえて**撤廃**
(フルタイムの被保険者と同様の2ヶ月超の要件を適用)
※ 2022年10月施行

(5) 従業員 500人超の企業等
→ **50人超規模の企業等まで適用範囲を拡大**
(2022年10月) 100人超規模の企業等まで適用
(2024年10月) 50人超規模の企業等まで適用

※ その他(1)(2)(4)の要件は現状維持

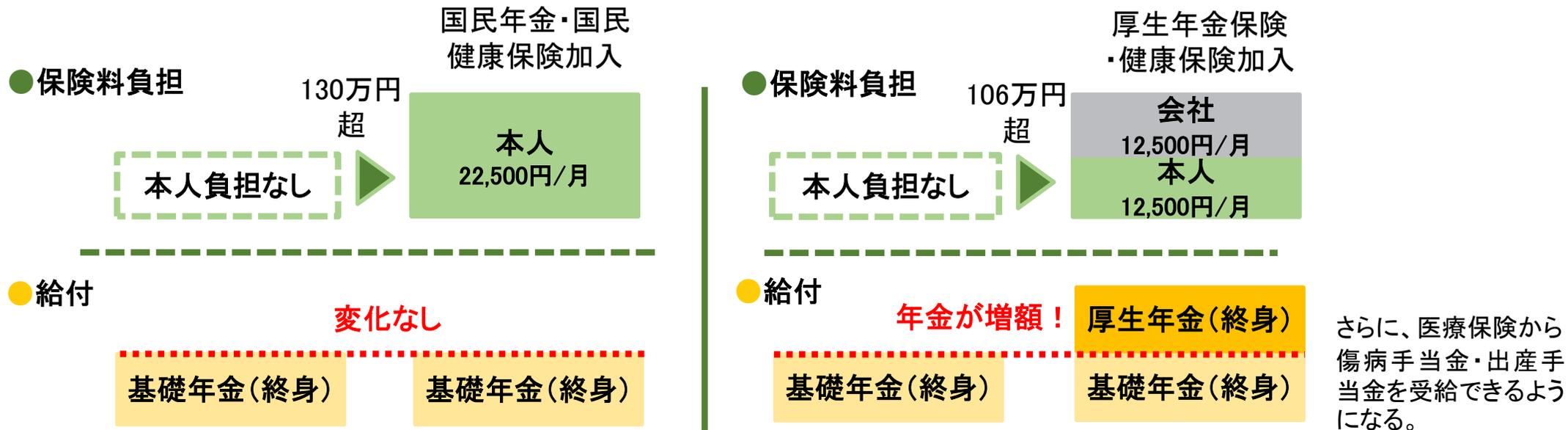
<被用者保険の適用拡大のイメージ>



被扶養者認定基準（年収130万円の壁）と被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大により、被扶養配偶者である短時間労働者が被用者保険加入となった場合、保険料負担が新たに生じるものの、給付も充実するため、年収130万円の被扶養者認定基準を意識せず働くことができるようになる。

適用拡大前 → 適用拡大後



※金額は、年収130万円の例。

- 年収130万円の被扶養者認定基準を超えて働くと、配偶者の扶養から外れて、国民年金・国民健康保険加入となり、保険料負担が生じる。
 - 一方で、年金給付(基礎年金のみ)や、医療保険の給付は、変わらない。
- ⇒ いわゆる「130万円の壁」として、就業調整する方もおられる。

※金額は、年収106(月8.8)万円の例。

- 短時間労働者への適用拡大により、所定内賃金が月8.8万円(年収106万円)・所定労働時間が週20時間以上で働くと、配偶者の扶養ではなく、厚生年金・健康保険加入となり、保険料負担が生じるが、事業主が半分を負担。
 - 負担が増える分、給付も増えて、メリットがある。
- ⇒ 被扶養者認定基準を意識せずに働けるようになる。

適用拡大に関する年金広報の取組み（社会保険適用拡大に関する広報の充実）

第4回社会保障審議会年金部会
(2023年5月30日開催) 資料3 抜粋

全世代型社会保障構築会議 報告書（抜粋）令和4年12月16日

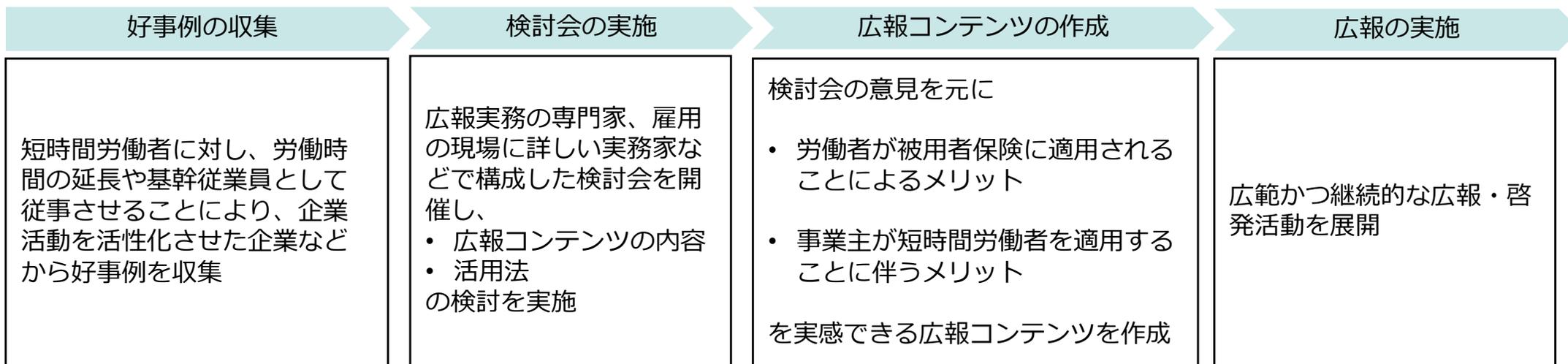
(2) 取り組むべき課題

① 勤労者皆保険の実現に向けた取組

- 勤労者とその働き方や勤め先の企業規模・業種にかかわらず、ふさわしい社会保障を享受できるようにするとともに、雇用の在り方に対して中立的な社会保障制度としていく観点から、以下の課題への対応を着実に進めるべきである。

- ◆ 短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃
- ◆ 個人事業所の非適用業種の解消
- ◆ フリーランス・ギグワーカーについて
- ◆ 女性の就労の制約と指摘される制度等について
- ◆ 週労働時間20時間未満の短時間労働者への適用拡大
- ◆ デジタル技術の活用
- ◆ 被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実

適用拡大に関する周知広報の進め方

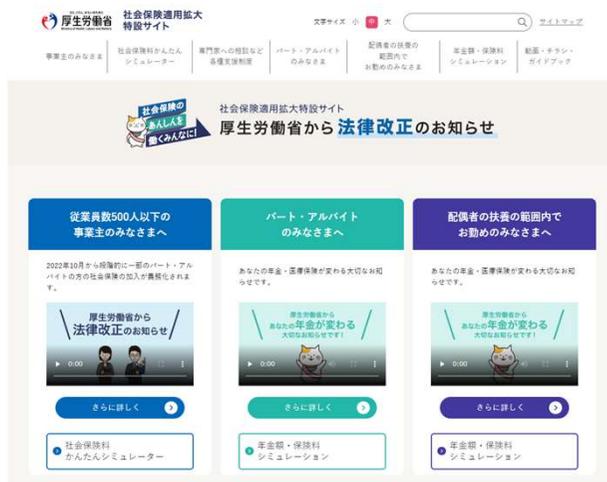


適用拡大に関する年金広報の取組み（社会保険適用拡大特設サイトによる周知）

第4回社会保障審議会年金部会
(2023年5月30日開催) 資料3 抜粋

厚生年金が増加する額の目安をケース別にイメージできるように、特設サイト、ガイドブック、チラシ、動画などの広報コンテンツを作成した。

<特設サイト>



<ガイドブック>



<特設サイト・ガイドブック抜粋>

●ケースによる周知

Case2 Bさん 35歳 スーパーマーケット パート(配偶者の扶養内)

配偶者の扶養に入るため、年収130万円を超えないように就業調整しています。私の年金は、今回の法律改正によってどう変わるのでしょうか？

	【改正前】	【改正後】
年間給与	120万円	120万円
年金保険料	負担なし	9,000円(月額) 108,000円(年額)
増加する年金額		5,000円(月額) 60,000円(年額)

※今後、10年間加入する場合

Case2 Bさん 35歳 スーパーマーケット パート(配偶者の扶養内)

私の年金はどう変わるのでしょうか？

労働時間を延ばすと、私の年金はどうなりますか？

Bさんは、年収が120万円で、配偶者の扶養の範囲内で働いているので、年金保険料の負担がありません。今後は、厚生年金に加入し、保険料は月額9,000円で、10年間加入すると、年金額が月額5,000円増額されます。

年収が150万円になると仮定すると、保険料が月額9,000円から11,600円になり、増額される年金額が月額5,000円から6,400円になります。

●大まかな目安の周知

あなたの年金がどう変わるか確認してみましょう。詳しくはねまんネットで確認ください。

老齢基礎年金 月額約65,000円 (年額約780,000円) ※

※60歳未満の加入期間
※60歳を超えたら変更、加入期間40年以上に満たない場合は、厚生年金に加入すると、年金額を増やすことができます。

➕

▶増える報酬比例部分の年金額(月額)の目安

加入期間	年間給与 120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
1年	500円	600円	800円	1,000円	1,300円
5年	2,500円	3,000円	4,300円	5,100円	6,600円
10年	5,000円	6,400円	8,700円	10,200円	13,300円
15年	7,500円	9,600円	13,000円	15,300円	20,000円
20年	10,000円	12,900円	17,400円	20,800円	28,600円
25年	12,500円	16,100円	21,800円	26,600円	33,300円
30年	15,000円	19,300円	26,100円	30,700円	40,000円

▶年金保険料(月額)の目安

年間給与	120万円	150万円	200万円	250万円	300万円
保険料月額	9,000円	11,600円	15,600円	18,300円	23,000円

※年金額及び年金保険料は概数であり、実際の金額とは異なります。

「被用者保険の適用拡大に関する効果的な広報のためのアドバイザー会議」の開催について

目的

被用者保険の適用拡大（以下「適用拡大」という。）を推進するためには、新たに対象となる事業主や労働者に対して、被用者保険の適用に関する正確な情報や、そのメリットについて、分かりやすく説明し、理解を得ながら進めることが極めて重要である。

そのため、全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月）において、いわゆる「就業調整」の問題に対しては、被用者保険適用に伴う短時間労働者の労働時間の延長、基幹従業員として従事することによる企業活動の活性化などの好事例を、業所管省庁の協力を得て積極的に集約するとともに、これらの好事例や具体的なメリットを労働者や事業主が実感できるような広報コンテンツやその活用法について、広報実務の専門家、雇用の現場に詳しい実務家などの参加も得た上で検討・作成し、業所管省庁の協力も得て広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開するべきであるとされている。

これを踏まえ、適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実のため、適用拡大に関する企業の好事例を活用した広報のあり方について専門的・技術的な観点から助言を得るべく、有識者等からなる本会議を開催する予定。

検討事項

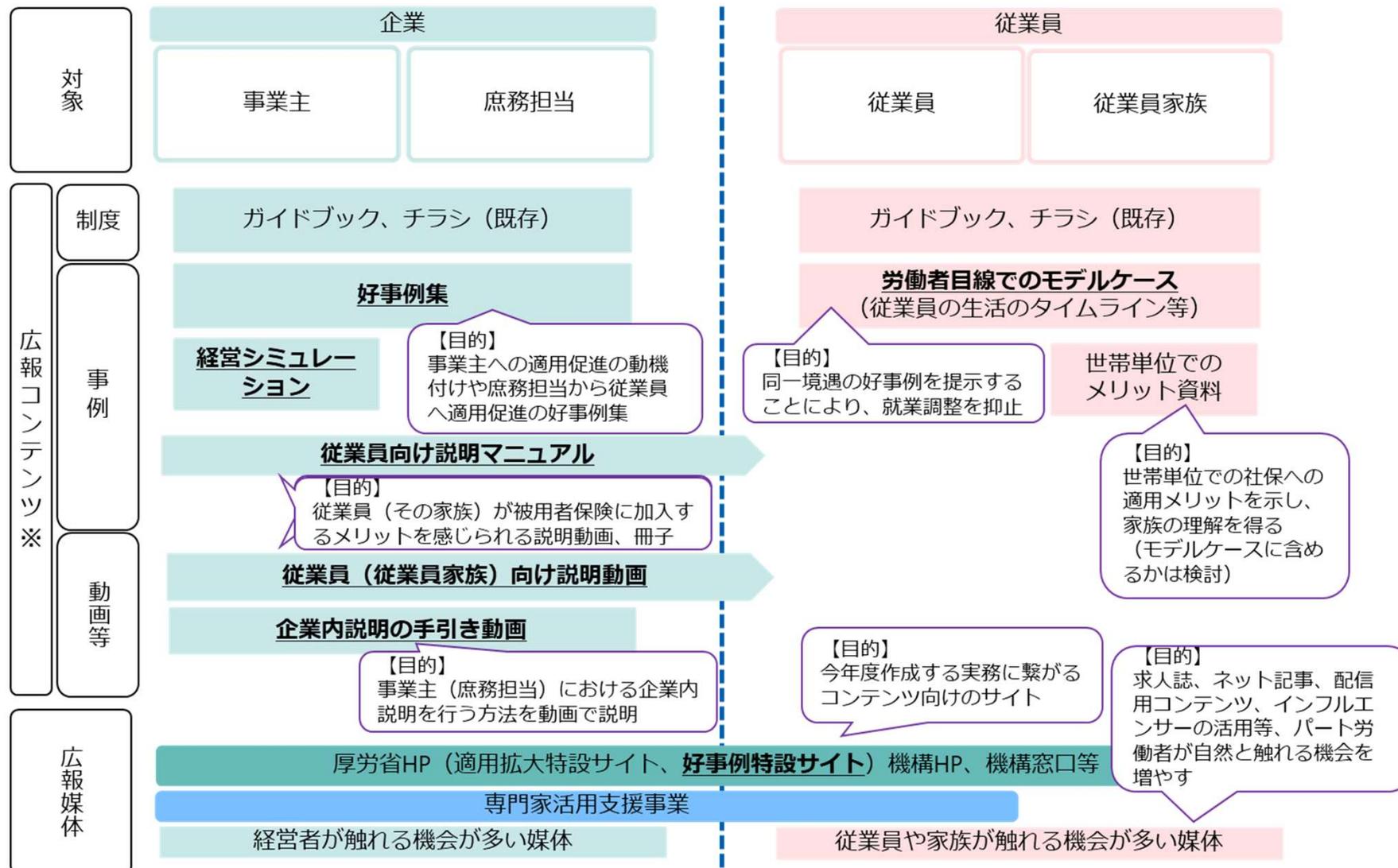
以下の論点について、上記目的に沿って専門的・技術的な観点から検討し、助言を行う。

- (1) 適用拡大に関する企業の好事例を収集するためのアンケート等の設計
- (2) 適用拡大に関する企業へのアンケート結果等の分析方法
- (3) 上記(2)を踏まえた効果的な広報コンテンツの制作方法等

被用者保険の適用拡大に向けた広報の取組案 全体像

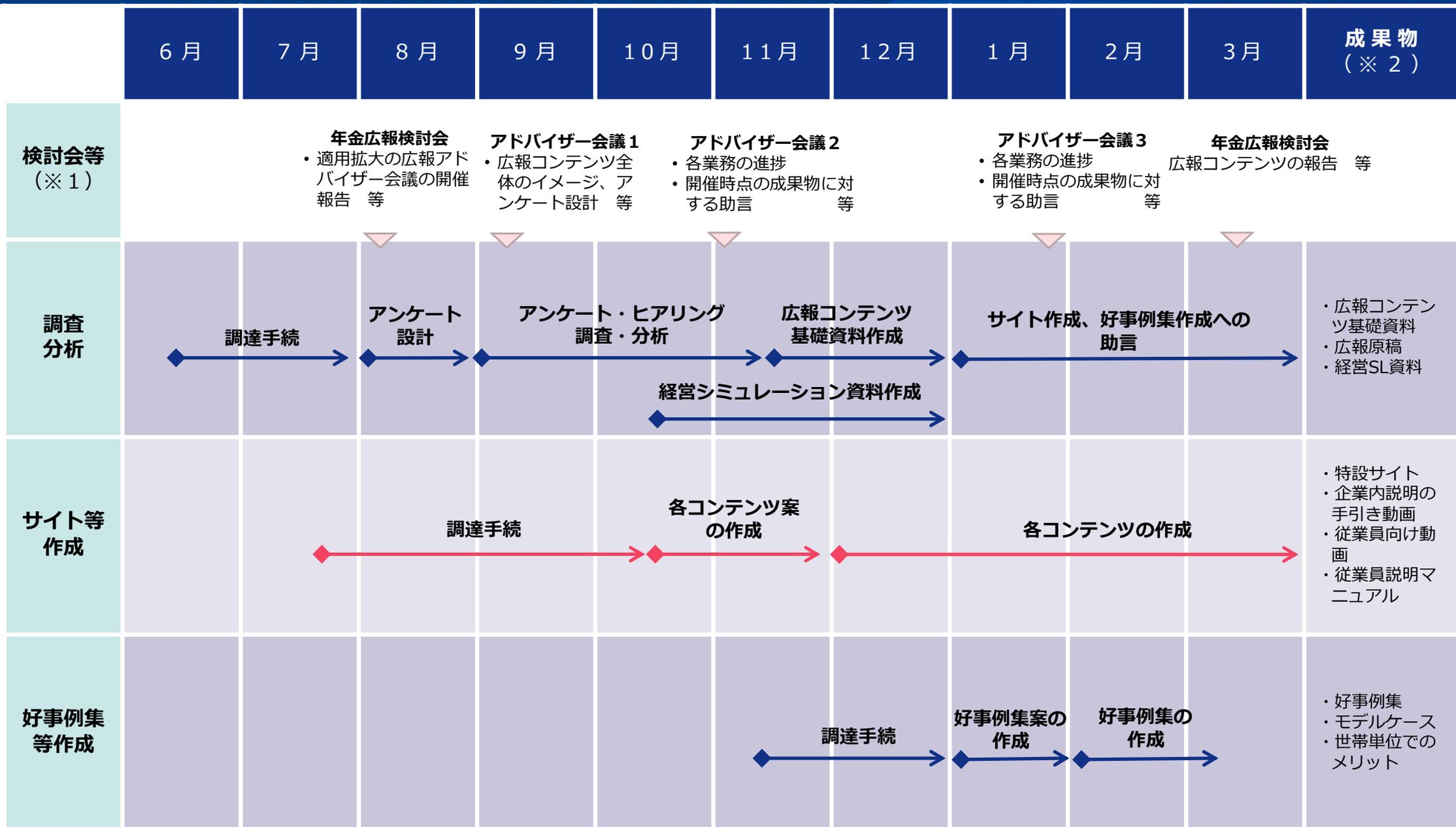
令和6年10月に向けて、以下の広報コンテンツ及び広報媒体が必要と考えており、今後、有識者の意見や、企業ヒアリングを行い最終的に決定

(太字部分は、今年度の調達で実施予定)



※広報コンテンツについては、定量調査や定性調査を活用し、行動科学的知見をふまえた効果的な資料を制作する

【令和5年度】適用拡大の広報に関する検討スケジュール案



(※1) 検討会等の開催や議題については、業務の進捗により、変更となる可能性がある。

(※2) 各広報コンテンツについては、定量調査や定性調査（12月頃を予定）を活用し、行動科学的知見をふまえた効果的なものを制作する。